

世界 *World*

WTO情報技術協定の改正に期待

ジェトロ海外調査部国際経済研究課 安田 啓

「情報技術協定 (ITA)」は、コンピューター類、半導体など IT 関連製品の関税をゼロにする WTO 上の合意である。1996 年 12 月に先進国を中心に 29 カ国・地域が合意。その後、徐々に参加国を増やし、IT 貿易の発展に貢献してきた。しかし技術革新が進み、ITA の想定を超える製品も出てきた。発効から 15 年を経た今、早急な改正への認識が高まっている。

発効後 15 年で大きく変化した IT 貿易品目

ITA の対象となっている約 200 品目 (HS 番号 6 桁) の関税率は 1996 年当時では平均 6%。これを一律ゼロにする効果は大きかった。IT 技術の進目が目覚ましかった 2000 年代、ITA の意義は徐々に浸透し、12 年 10 月時点で加盟国数は 75 カ国にまで拡大した。加盟国だけでこれら対象 IT 品目の貿易額の 96% 以上を占める。

その ITA も現在では課題が顕在化してきた。一つは、発効から 15 年が経過し、ITA がカバーする品目が、IT 製品の進化に対応できていないということだ。

90 年代末、世界の IT 貿易では、コンピューターおよび周辺機器類が IT 関連機器貿易全体の 3 割以上のシェアを占めていた (表 1)。しかし 11 年には 21%

に下落し、半導体・集積回路などの 24% を下回った。これに対し、2000 年代のインターネット網の普及とともにシェアを伸ばしたのが通信機器。ネット環境を整備する各種インフラや情報端末の普及が通信機器の貿易額を引き上げた。ところが通信機器のうち ITA に含まれる品目は携帯電話、ファクス、テレビ電話などで、インターネットインフラの整備に必要な受信機器やデータ処理機器の多くと、それらの製造装置、GPS システムなどが対象から外れてしまっている。

映像機器類もシェアを大きく伸ばした品目だ。99 年と 11 年を比較した金額の伸びで見ても、映像機器類は、通信機器と並んで 3.5 倍と、IT 機器全体の伸び率を大きく上回る。急速に普及したデジタルカメラ、デジタルテレビなどのデジタル家電が寄与しているが、ITA ではこれらデジタル家電の多くが対象外だ。

さらに、技術革新によって ITA の想定を超える製品も次々に登場している。例えばタブレット端末。これは ITA の対象となる通信機器に該当しない上、輸入国の判断によっては、ITA の定義に基づくコンピューター類にも該当しない可能性もある。従って、ITA の対象となっている IT 品目は、現在の IT 製品の 3 分の 2 程度しかカバーできていないともいわれる。

表 1 世界の IT 関連機器輸出額 (主要品目別) (1999 年、2011 年)

(単位:100 万ドル、%)

	99 年		11 年		99 → 11 年
	金額	構成比	金額	構成比	伸び率
コンピューターおよび周辺機器類	315,342	31.4	490,282	21.0	55.5
通信機器	117,921	11.7	413,094	17.7	250.3
半導体・集積回路など	248,551	24.8	550,072	23.6	121.3
電子部品 (コンデンサー、抵抗器など)	171,495	17.1	430,853	18.4	151.2
映像機器類	49,634	4.9	174,206	7.5	251.0
計測器・計器類	75,143	7.5	209,544	9.0	178.9
IT 関連機器 (合計)	1,004,059	100.0	2,335,575	100.0	132.6

注: IT 関連機器の定義はジェトロ分類に基づくため、ITA の対象品目には必ずしも対応していない (表 2 も同じ)
 資料: 各国・地域貿易統計を基に筆者作成

表 2 世界の IT 貿易マトリクス (2011 年の輸出額)

(単位:100 万ドル、%)

		輸入			
		先進国		途上国	
輸出	先進国	726,987	631,969		
		31.1	▲ 24.4	27.1	+ 6.3
途上国		735,769	240,850		
		31.5	+ 10.9	10.3	+ 7.1

注 1: 下段左は構成比、右は 99 年からの構成比増減 (%ポイント)

注 2: 先進国、途上国の定義は DOT (IMF) に基づく
 資料: 各国・地域貿易統計を基に筆者作成

品目の見直しが必要になることは当初から認識されていた。98年前後には、対象拡大に向けた交渉が一度は本格化しかけたが、インド、マレーシアなどが反対。その上、先進国の中ではIT製品を含む電子機器類の関税が高いEUが、協定の内容に関税だけでなく認証制度など非関税障壁の規定も含めることを主張したことなどから、改正の実現には至らなかった。

主体の変化とフリーライド問題

もう一つの課題は、参加国の数。ITAにはほとんどの先進国に加え、現在では中国やインドなども参加している。他方、メキシコ、ブラジル、チリ、アルゼンチンなどWTO加盟国の約半数は参加していない。

ITA発効直後の90年代末時点では、先進国がIT輸出、輸入ともに4分の3以上を占めていた。しかし新興途上国の台頭で11年には先進国の割合は輸出で58%、輸入で63%にまで下落している(表2)。その結果、IT貿易におけるITA非参加国の貿易シェアが、特に2000年代後半から徐々に上昇している。ITA参加国にとって、非参加国のシェア上昇は歓迎できない事態だろう。なぜならITAによって参加国が関税を撤廃すると、WTOの最恵国待遇原則に基づき、ITA非参加国を含む全WTO加盟国がそのメリットを受けることになるからだ。ITA非参加国は自国のIT品目輸入関税は維持しつつ、参加国に対しては関税ゼロで輸出できる。つまりフリーライダー(ただ乗り国)ということだ。

従って、非参加新興国の輸出拡大はIT貿易における「ただ乗り」の増加という側面を持つ。結果として、ITA参加国からの不公平感が高まることは避けられない。また輸入においては、新興国の市場が拡大し、IT製品に関税を課す国への輸

入が増えると、関税をなくしてIT技術を円滑に普及するというITAの目的が達成されないことにもなるわけだ。

ITA非参加国の中でも、IT品目の平均実行関税率が2桁を超えるブラジル、アルゼンチンはIT貿易の促進の観点から特に影響が

大きいと懸念されている。

高まる協定改正の機運

12年5月、日本、米国、韓国などがITA品目の拡大を提起したのを契機に、ITA交渉は再び動き出した。7月には350を超える拡大候補品目リストが公表され、これを基に9月から具体的な検討に入っている。

拡大の機運が再燃した主因は、まずIT貿易の変化に伴う対応の必要性を重視する産業界の強い要請だ。加えて、WTOドーハラウンドが停滞する中、WTOの枠内で貿易自由化の成果を早期に出すという各国の強い意思も読み取れる。早期の合意を目指すために、EUは非関税障壁を対象に含めるという従来の主張を撤回。ITA参加国は13年前半の拡大交渉妥結という野心的な目標を掲げ、交渉のペースを上げている。

2000年代、世界の貿易自由化の動力はFTAが主流だった。FTAは交渉のスピードではWTOに勝る。だが、FTAでは協定の枠外にある国が不利益を受ける。また利用には企業が原産地証明手続きのコストと手間を負うといった課題も生じている(表3)。その点ITAでは、企業は煩雑な手続きをとる必要がない。通関において自動的に関税ゼロの恩恵を受けられるから、拡大のメリットが大きいのだ。つまり、メキシコ、チリなどFTAによってIT品目の貿易を開放しているITA非参加国にも、ITA参加を求める意義はある。品目拡大とともに、参加国の拡大も望まれる。

IT貿易は、電気機器、情報通信だけでなく、自動車、機械など幅広い産業に関係するだけに、ITA改正交渉の行方に産業界の関心が高まっている。

表3 ITA、WTO、FTAの関税ルールの概要

	情報技術協定 (ITA)	世界貿易機関 (WTO)	自由貿易協定 (FTA)
加盟国数	75カ国 (任意のWTO加盟国)	157カ国	任意の2カ国以上
適用対象	ITA参加国が実施した関税撤廃は、ITA非参加国を含む全WTO加盟国からの輸入に適用される (最恵国待遇)	全WTO加盟国間に適用 (最恵国待遇)	・加盟国間のみで特惠税率を適用 ・協定枠外の国には負の貿易転換効果が発生
関税引き下げの深度、スピード	・対象品目 (現行協定はHS番号6桁で約200品目程度) の関税を撤廃 ・15年ぶりの改正を目指す	・ラウンド交渉により徐々に削減。品目ごとに上限税率を設定 ・94年の前ラウンド合意以降、関税引き下げの進展なし	・対象国の実質的に全て貿易につき原則撤廃。ただし協定によっては例外も少なくない ・相対的にはスピードは速い
適用方法	・ITA加盟国の輸入税関において、自動的にITA税率を適用	・輸入国税関において自動的にWTO税率を適用	・FTA原産地証明制度の要件を満たす輸入品にのみ適用

注：加盟国数は12年10月末時点。ITAにはロシア、タジキスタン (WTO加盟後) が、WTOにはラオス、タジキスタンが近く加盟見込み
資料：協定内容を基に筆者作成